

# 公 告

令和8年(2026年)3月13日

真庭市は、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

真庭市長 太田 昇

## 1 条件付一般競争入札(事後審査方式)に付する事項

(1) 管理番号	16-10
(2) 件 名	真庭市子育て世代へのプロモーション推進業務
(3) 履行場所	真庭市久世ほか地内及び事業者の事務所
(4) 履行期限	令和 9年 3月31日
(5) 業務概要	①全体計画の策定 ②まにわこどもはぐくみくらぶ事業（市民インフルエンサー）の運営 ③真庭こどもICTネットワークのプロモーションの実施 ④こどもの居場所パンフレットの作成・配布 ⑤こどもまんなか応援サポーター参画企業等の促進 ⑥効果測定
(6) 入札制度	最低制限価格：設定なし
	入札保証金：不要
	契約保証金：契約金額500万円以上の場合、契約金額の100分の10以上
	予定価格：事後公表

## 2 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 参加資格共通事項	公告の日から落札者が決定する日までの間、真庭市役務の提供に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
(2) 参加資格業種	広告・宣伝(広告・広報)
(3) 営業所の所在地	市内に事業所(本店又は営業所)を有する者 ※支店・営業所の場合は、契約を委任されている者
(4) その他	別添仕様書の通り

### 3 仕様書等に関する事項

(1) 閲覧期間	公告日から令和 8年 3月27日 10時00分
(2) 閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、子育て支援課【TEL】0867-42-1054へ連絡すること。)
(3) 質問の受付期限	令和 8年 3月19日 12時00分
(4) 質問方法	質問はメールで行うものとし、電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。
(5) 質問書提出先	子育て支援課 【メール】kosodate@city.maniwa.lg.jp
(6) 回答書の閲覧期間	回答可能となった日から令和 8年 3月27日 10時00分
(7) 回答書の閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、子育て支援課へ連絡すること。)

### 4 入札等

(1) 入札書提出期限	令和 8年 3月27日 10時00分 「入札参加申請書兼入札書」に「内訳書」を添付の上、財産活用課まで提出のこと（郵便、持参いずれの方法も可）
(2) 開札執行日時	令和 8年 3月27日 10時00分
(3) 執行場所	真庭市総務部財産活用課
(4) 入札結果の公表	落札者には電話等で通知するほか、結果を財産活用課窓口及び真庭市ホームページで公表

※ 当該公告に定めるもののほか、入札に関する事項については「真庭市物品調達等条件付一般競争入札公告共通事項」による。なお、**本業務にかかる当初予算が議決されなかった場合、入札は無効となります。**不明な点は次に示すところに問い合わせること。

〈入札・契約担当課〉

真庭市財産活用課（契約管理係）

TEL 0867-42-1174 / FAX 0867-42-1119

〈事業担当課〉

真庭市子育て支援課

TEL 0867-42-1054 / FAX 0867-42-1388

# 真庭市子育て世代へのプロモーション推進業務仕様書

## 1 事業名称

真庭市子育て世代へのプロモーション推進業務

## 2 事業目的

市では、こども・子育て施策を市政の最優先施策と位置づけ、妊娠・出産・子育てのライフステージに応じた、切れ目ない支援「こどもはぐくみ応援プロジェクト」に取り組んでいる。

本事業は、「みんなではぐくむ子育てのまち」の実現に向けて 20 代から 40 代の子育て世代をメインターゲットに、こども・子育て支援に関わる事業や欲しい情報を面的に発信しながら、広く市民に本市の取組や魅力を知ってもらい、理解を深めてもらうことで、誰もが真庭で子育てをしたいと感じてもらえるような情報発信の強化を図ることを目的とする。

## 3 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

## 4 業務概要

受託者は、本市と十分に協議しながら、以下の業務を行うこと。

### (1) 全体計画の策定

事業の趣旨や本市の抱える課題やアプローチ方法を分析し、これまでの取組と今後の方向性を市と協議したうえで、下記 (2) ~ (6) について、その取組内容やスケジュールを包含した、全体計画を策定すること。

### (2) まにわこどもはぐくみくらぶ事業（市民インフルエンサー）の運営

まにわこどもはぐくみくらぶ事業の事務局として運営に関する業務を行う。まにわこどもはぐくみくらぶ事業とは、市内在住の子育て中の保護者等をくらぶ部員に任命（令和 7 年度からの継続 5 名（予定）、令和 8 年度からの新規 5 名程度の計 10 名程度を予定）し、真庭で楽しく生活する様子等を、SNS（Instagram 及び X）を活用し、子育てをする保護者の視点で発信することによって、「みんなではぐくむ子育てのまち」の実現に向け機運の醸成を図ることを目的に実施する。

#### ア 情報発信

##### ① 想定する発信内容

- ・投稿を見た子育てをする保護者が真似・参考としたくなるような内容
- ・日常の様子

- ・お子さんと一緒に楽しめるスポット・お店
- ・市の子育て施策
- ・市の子育て施策を活用して良かったこと
- ・子育てをしながら取り組む自分磨き
- ・市内施設（民間施設含む）の利用や市内イベント・行事への参加 など

## ②公式SNS

- ・Instagram「こどもあ」(kosodate\_maniwa)
- ・X「こどもあ」(@kosodate\_maniwa)

## ③ターゲット

本業務においてメインターゲットは20代から40代の子育て世代を想定しているが、「みんなではぐくむ子育てのまち」の実現という事業目的に合う形で真庭市での子育てについてのイメージアップにもつながるよう、市外在住の子育て世帯（妊娠中～学齢期）、プレ子育て世代（新婚世帯、結婚・出産を考えている方）などもターゲットに詳細なペルソナを設定すること。また、ターゲットにあわせてSNS全体の統一感を持たせること。

## イ くらぶ部員とのコミュニケーション

### ①部員の募集

- ・市の提示する人数（5名程度を予定）の新規部員を募集すること。
- ・部員募集については、応募者増加につながるPRを行うこと。
- ・応募者の中から、書類などによる選考を経て市とともに決定すること。
- ・市が任命することを決定した方に対し、任命する旨の連絡および部員に任命しない方に対しては、任命しない旨の連絡を行うこと。

### ②留意事項

- ・部員の募集の方法に関しては、市と協議のうえ、決定すること。
- ・募集時には、選考に必要な名前・年齢・住所・メールアドレス・こどもの年齢・SNSアカウント等の情報を収集し、そのデータを真庭市に引き渡すこと。

### ③連絡調整・対応

- ・Emailや郵送のほか、LINEグループを作成し、部員との連絡・調整を行うこと。
- ・部員からの問い合わせや緊急連絡等に対応できる体制を整えること。
- ・部員から問い合わせを受けた際には、内容を確認し回答を行うこと。
- ・回答の内容は、必要に応じて市と協議を行うこと。

### ④次年度の意向確認・活動終了の連絡

- ・市が示す投稿基準を満たす部員に対して、次年度の活動継続に関する意向確認をすること。
- ・投稿基準を満たさない部員に対しては再任しない旨の連絡をすること。なお、該当部員については12月までに把握し、現状のままでは年度末で再任できない旨を告

知する等、連絡にあたっては、市と協議の上、丁寧な対応をすること。

## **ウ 部員の投稿促進**

### ① ニュースレターの作成・配信

・市の子育て関連施策や、家族で行って楽しい市内のお店や施設・行事の案内等の情報をまとめたニュースレターを作成すること。

・部員に向けて LINE グループにより毎月 1 回以上配信すること。

・部員にとって有益な情報を収集し、ニュースレターの内容を市に提案し、市と協議のうえ、決定すること。

・作成にあたっては、部員がスマートフォン等で閲覧することを想定し、提供した情報を部員が活用しやすいよう、情報を見やすく整理すること。

・作成にあたっては、毎月の投稿テーマを決めるなど、部員の投稿のヒントとなるよう工夫を行うこと。

### ② インセンティブの送付

・市が定める投稿数を満たす部員に対して、まにこいんのポイント付与等 10,000 円相当のプレゼントを配付すること。

・ただし、提供する景品等は委託費の範囲内で調達すること。

## **エ 部員の交流会の実施**

・部員が意見交換し、集まる場を 3 回以上設けること。なお、任命式は回数に含めない。

・交流会の実施場所は、市保有施設に限らず、民間施設等を含めて、子連れの親子が楽しく集まれる場所を提案すること。その上で、市と協議し決定すること。

・交流会の開催に関して、必要に応じて実施場所の運営者と調整を行うこと。

・交流会の内容に関して、部員同士が打ち解け、子育てについて意見交換ができる内容や、交流できる時間を確保するよう企画し、提案すること。

・交流会当日のタイムスケジュール及び進行台本、当日用資料を作成し、開催 2 週間前までに提出すること。ただし、内容の修正に関して市から指示があった場合は対応すること。

・任命式の実施にあたっては、司会者をはじめ、式の進行や運営に必要な人員体制を確保すること。

## **オ 公式 SNS (Instagram・X) アカウントの管理運営**

### ① アカウントの運用・公式投稿（フィード・ストーリーズ）の作成

・本事業の運営にあたっては市が指定するアカウントを使用すること。

・部員には月に 2 回以上の投稿を促すこと。また、事務局から月に 2 回以上、公式 Instagram ではフィード投稿・ストーリーズ投稿を活用し、子育て施策やイベント情報等を発信すること。ただし、同一の事業・イベントに関する投稿の場合は、フィード投稿・ストーリーズ投稿の両方に投稿した場合も、1 回分の投稿とみなす。

- ・部員にとって有益な情報を収集し、公式 Instagram で発信する内容を市に提案すること。内容決定にあたっては、市の施策とイベント情報をバランスよく織り交ぜて投稿できるよう検討すること。
- ・公式 Instagram で発信する内容に関しては、市と協議のうえ、決定すること。
- ・市の子育てのイメージ醸成につながるよう、トーン&マナーを意識し、公式投稿の画像及び投稿文を作成すること。
- ・契約期間終了までに、令和9年4月分の公式投稿を令和9年4月10日投稿分まで予約し、市に内容を共有するなど、適切に引き継ぐこと。
- ・管理するアカウントのログを適切に管理し、市に求められた場合は、報告を行うこと。
- ・事務局として投稿する内容については、あらかじめ市と協議し、定める要領に則ったものとする。また、疑義がある事項や新たな内容については、事前に市の承認を得ること。
- ・公式 Instagram のフィード投稿・ストーリーズ投稿の使い分けにあたっては、それぞれの投稿の特性や閲覧するユーザーの属性を理解して、内容を検討し、市に提案すること。
- ・公式投稿の画像及び投稿文の作成にあたっては、市から資料等を提供するが、内容をそのまま掲載するのではなく、ユーザー視点に立って再構築し、提案すること。

## ② 部員投稿の管理

- ・原則毎日、各部員の投稿内容が「こどもはぐくみくらぶ「こどもあ」sns ガイドライン」に準拠していることを確認すること。
- ・疑義がある事項は、事前に市の承認を得ること。
- ・市の指定するハッシュタグのついた部員以外の投稿で、市の子育てのPRになるものについて、リポストすること。
- ・契約期間終了までに、令和9年4月分部員リポスト投稿を令和9年4月10日投稿分まで予約し、市に内容を共有するなど、適切に引き継ぐこと。
- ・個人の投稿は写真・文章ともに、原則もとのままシェア等すること。
- ・投稿をシェア等する際は、同じ部員に偏らないようにすること。
- ・投稿をシェア等する際は、フォロワーの興味関心が薄れないよう、同じ内容に偏らないよう配慮すること。

## ③ 効果の検証

- ・日々の投稿へのフォロワー等のリアクションを踏まえ、ターゲットが求めている情報及びターゲットへの効果的な発信手法について分析を行うこと。
- ・アカウント及び公式投稿の拡散状況など、ターゲットへのアプローチについて、取り組みの効果を検証し、その結果を9月と3月に報告すること。また、9月の報告内容を踏まえ、10月以降の運営業務の改善に関する提案を行うこと。

#### ④検証・分析結果の運營業務への反映及び投稿計画の策定

- ・前項の検証・分析結果を運營業務の改善に活かすこと。
- ・前項の検証・分析結果に基づき投稿方針を定め、事業実施期間において計画的に投稿すること。
- ・投稿にあたっては、効果的な情報発信のための投稿内容・投稿時期を計画すること。
- ・投稿方針については、市と協議し、必要に応じて見直しを行うこと。
- ・投稿方針に基づき、公式投稿及びニュースレターで発信する内容を市に提案すること。

#### ⑤投稿頻度が低い部員への対応

- ・投稿頻度が低い部員に対しては、Email や郵送、LINE グループ等で連絡し状況を伺うなど、現況の把握とモチベーション向上に努めること。
- ・投稿が1か月以上無い部員については市に報告し、対応を協議すること。

### (3) 真庭こども ICT ネットワークのプロモーションの実施

本市では、市公式ホームページのサブサイト「真庭こども ICT ネットワーク」を主な情報発信手段として子育て世代を対象とした子育て支援の情報を掲載している。また、市公式ホームページへ掲載した情報は市公式 LINE アカウントと連携して登録者へプッシュ型の発信や Instagram 「こどもあ」への掲載などにより「真庭こども ICT ネットワーク」への誘導を行っている。本事業では市公式 LINE アカウントや Instagram 「こどもあ」を通じて市が提供する子育て支援情報を、子育て世代へ確実に届けられるよう、市公式 LINE アカウント登録、Instagram 「こどもあ」のフォロワーの獲得に向けたキャンペーンの企画・実施を行う。

- ・市公式 LINE アカウントの登録者、Instagram 「こどもあ」のフォロワーを**令和8年度中の登録者数、フォロワー数の増加について、それぞれ1,000人以上**を目標に広告配信、プレゼント企画を合わせたキャンペーンを企画して実施すること。
- ・キャンペーンは4回実施すること。キャンペーンに関しては、市公式 LINE、Instagram 「こどもあ」のほか、まにあぷりやはぐくみアプリ等と連携させるなど、一体に検討し市と協議のうえ決定すること。
- ・広告配信は Instagram 広告や LINE 広告、新聞折り込み広告などから効果的なものを検討し市と協議のうえ決定すること。また、毎回、広告配信結果の検証・分析を行い、効果向上提案を含めて報告すること。
- ・プレゼント企画は、4回の賞金総額を400千円以上として1回につき複数名にあたるものとする。
- ・プレゼント企画の1回をこれまで真庭市が実施してきた11月の秋のこどもまんなか月間での写真募集をあてること。
- ・プレゼントは真庭市こどもまんなか応援サポーターと連携して子育て世代へ訴求力のあるものを選定し、市と協議のうえ、決定すること。ただし、現金の提供は、禁

止とする。

#### **(4) こどもの居場所パンフレットの作成・配布**

市民からニーズの高いこどもの居場所を掲載したパンフレットを令和7年度に作成した「まにわこどもお出かけマップ」を基に新たな施設などを追加して作成し、配布すること。

- ・判型：A3 二つ折り直角巻三つ折り（両面印刷）
- ・作成部数：5,000 枚・刷り色：フルカラー
- ・配布方法：市内の公共施設や子育て支援施設などに設置して配布
- ・納入方法：指定した部数を指定する日までに各施設へ納入すること
- ・納入期限：令和8年7月31日（金）

#### **(5) こどもまんなか応援サポーター参画企業等の促進**

本市では、こども家庭庁の「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、自らアクションに取り組む企業、事業所、団体、個人等の「こどもまんなか応援サポーター」に対してサポーターの証としてプレートを交付するとともに、市 HP や SNS などを通じて取組の周知を行っており、こどもまんなか応援サポーター参画企業等の拡大を目的に実施する。

- ・市内の企業・事業所・団体等に対し「こどもまんなか応援サポーター」への参画促進を行い、**企業等からの申請を30件以上確保**することを目標とした企画を立案し、実施すること。
- ・重点的に確保する業種等はこどもを連れた家族やこどもと一緒に利用することが多い店（飲食店等）とすること。

#### **(6) 効果測定**

子育てプロモーションの実施における市民の意識変化や態度変容等について、効果的かつ数字で把握できるよう調査を行うこと。調査方法は web で回答フォームを作成して実施すること。

## **5 成果品**

下記の成果品を本市が指定する場所へ納品すること。詳細は、本市と十分に協議し、決定すること。

- (1) 全体計画  
実績報告 一式
- (2) まにわこどもはぐくみくらぶ事業の運営  
実績報告 一式
- (3) 真庭こども ICT ネットワークのプロモーション  
実績報告 一式
- (4) こどもの居場所パンフレットの作成・配布  
実績報告・制作物 一式
- (5) こどもまんなか応援サポーター参画企業等の促進

実績報告 一式

(6) 効果測定

調査結果報告書 一式

## **6 成果品の著作権等**

(1) 成果品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、全て本市に帰属するものとし、本市が自由に加工、複製、インターネット掲載、増刷等を行い、公表できるものとする。

(2) 成果品の編集・制作等のために使用した写真・イラスト・書体等は全て本市に供与し、その利用及び再編集は本市において自由に行えるものとする。

(3) 本業務の実施に際し、第三者の肖像権、所有権、著作権等の知的財産権を侵害しないこと。第三者の著作物を使用する場合は、受託者の負担で著作権処理を行うこと。なお、これらを怠ったことにより、第三者の権利を侵害したときは、受託者の責任において対応し、本市は責任を負わない。

(4) 本業務に必要な各法令や条例などに基づいた各許認可について、原則として受託者が代行すること。また、各許認可手続きに必要な手数料等の費用については、受託者が負担すること。

## **7 条件**

(1) 真庭市内に事業所（本店又は営業所）を有していること。

(2) 本業務の実施に関して豊富な専門知識を有し、特色を理解し情報収集・活用能力・地域特性への理解等に優れていること。

(3) こども・地域づくり施策に精通しており、過去 3 年以内にその実現に向けて取り組んだ実績があること。

(4) 契約期間中は、本業務の進行状況を随時報告し、定期的な打合せを実施し、本市から事業の遂行に当たり協議を求めた場合は、速やかに本市に職員を派遣できる等、対応できる体制を整えること。

## **8 業務の適正な実施に関する事項**

(1) 管理業務

本業務の委託期間中、受託者は、本市と連絡調整を行う担当者を配置すること。本市と、全体計画に基づいた進捗報告や意見交換等を定期的に行い、議事録を作成すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。また本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により本市の承諾を得ること。

(3) 守秘義務

受託者は、本業務遂行中に知り得た事項について、本市の承認なしに他に漏らしてはならない。本業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律に掲げる事項を遵守しなければならない。また、本業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (4) 禁止事項

以下の事項を含む内容を制作・掲載（シェア・リツイートを含む）することは認めない。

- ・ 公序良俗に反する恐れのあるもの
- ・ 違法行為又は違法行為を煽る内容に関するもの
- ・ 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- ・ 誹謗中傷を含むもの
- ・ 単なる噂又は噂を助長させるもの
- ・ わいせつな内容又はその内容を含むホームページのリンク
- ・ 業務上知りえた秘密や個人情報に関するもの
- ・ 政治性のあるものや選挙に関係するもの
- ・ 宗教性のあるものや迷信、非科学的なものに関するもの
- ・ 社会問題又は係争中の案件についての主義主張にかかるもの
- ・ 社会的、市民生活的な観点から適切でないもの
- ・ 消費者保護の観点から適切でないもの
- ・ 市又は他者の権利を侵害する恐れのあるもの
- ・ 市のイメージを低下させる恐れのあるもの
- ・ 内容が著しく拙劣なもの
- ・ その他社会通念に照らして市が不相当と認めるもの

## **9 業務の履行場所、作業場所**

真庭市久世ほか地内及び事業者の事務所

※業務実施上必要があれば、真庭市域外が履行場所となることがある。

## **10 成果品納品場所**

真庭市健康福祉部子育て支援課

〒719-3292 真庭市久世 2927-2

TEL0867-42-1054 FAX0867-42-1388

## **11 その他**

本業務の実施について、社会一般に通常実施される項目は、本仕様書に記載のない事項であっても本業務の範囲とする。疑義が生じた場合は、本市と協議し指示を受けるも

のとする。